

静岡市立静岡病院スマートフォン導入事業
要求仕様書

1 目的

地方独立行政法人静岡市立静岡病院（以下、「当院」という。）に既存の構内電話交換機（以下、「PBX」という。）と、スマートフォン（以下、「携帯端末」という。）を連携させるサービス（以下、「スマートフォン連携通信サービス」という。）を導入することで、携帯端末、固定電話及びPHS間との通話を可能にするものである。また、携帯端末の機能を活用することにより、職員間コミュニケーションの向上及び業務効率化を図ることを目的とする。

2 事業内容

本事業の内容は次のとおりとする。ただし、プロポーザル公示時点において想定される項目であり、契約の方法及び詳細については受託候補者との協議により決定する。

(1) スマートフォン連携通信サービス初期導入

ア スマートフォン連携通信サービス環境構築 一式

イ スマートフォン連携通信サービス導入 一式

(2) スマートフォン連携通信サービス運用保守

ア 携帯端末レンタル 600台

イ スマートフォン連携通信サービス回線及び携帯端末回線

ウ MDMライセンス 600ライセンス

エ チャットシステムライセンス 1100ライセンス

オ スマートフォン連携通信サービス及び携帯端末保守 一式

3 納入場所

静岡県静岡市葵区追手町10番93号 地方独立行政法人静岡市立静岡病院

4 契約期間等

(1) スマートフォン連携通信サービス初期導入

契約締結の日の翌日から令和8年1月31日まで

(2) スマートフォン連携通信サービス運用保守

令和8年2月1日から令和13年1月31日（予定）

5 支払方法

(1) スマートフォン連携通信サービス初期導入：業務完了後一括払

(2) スマートフォン連携通信サービス運用保守：月額払

6 スマートフォン連携通信サービス

(1) スマートフォン連携通信サービス環境構築

スマートフォン連携通信サービス環境の構築はプライバシーマーク、JIS Q 15001 または情報セキュリティマネジメントシステム（ISO 27001）の認証を受けた者が行うものとする。

ア P B X連携

- ・ P B Xと携帯端末を連携し、携帯端末と既存の固定電話及び P H S間の内線通話が可能とすること。
- ・ 携帯端末と既設 P B X経由の同時通話数は 23 チャンネル以上とすること。
- ・ P B Xと接続するため、必要となる通信機器を設置すること。なお、当院の P B Xは次のとおりとする。

電話交換機種種：富士通 L E G E N D V

保守業者：株式会社宇式通信システム

- ・ 通信方式は、5 G又は 4 G・L T Eとする。なお、携帯端末の通話は携帯通信回線網を利用し、通話機能は通話品質を保つため VoIP ではなく VoLTE を必須とする。
- ・ 携帯通信回線網提供エリア内において内線通話が可能なこと。
- ・ P B X（一次側）の改修を提案に含めること。
- ・ サービス利用時に新たに光回線が必要な場合は、その構築費用及び月額利用額も提案に含めること。
- ・ 既存で外線通話時に使用している電話回線は以下のとおりとする。

電話回線プラン：ひかり電話オフィス A（エース）

電話回線事業者：西日本電信電話株式会社

イ スマートフォン連携通信サービス利用エリア及び電波環境改善

- ・ 院内利用エリアは院内全域とする。
- ・ サービスの提供開始までに電波状況調査を実施し、院内サービス利用エリアにおいて利用できない箇所については解消すること。ただし、構内基地局設置等の大規模な工事が必要な場合でサービスの提供開始までに工事が間に合わない場合は、サービスの提供開始までにレピータ等で簡易的な電波改善を図ること。また、運用開始後においても受信不具合が判明した場合は適宜電波環境改善を図ること。なお、計測上の数値に問題がないとしても、電波状況が悪い、音声通話の品質に問題があると病院が判断した場合は、解消できるよう電波環境改善を図ること。

ウ 携帯端末キッティング

- ・ 携帯端末標準設定
- ・ 液晶保護フィルムの取付け
- ・ 初期パスワード設定
- ・ MDMと携帯端末の紐付け及びMDM初期設定
- ・ 指定アプリケーションのインストール作業
- ・ 端末管理上必要なラベルの貼付

(2) スマートフォン連携通信サービス機能要件

ア 発着信機能

- ・ 内線通話において発信内線番号を着信した携帯端末に通知し、着信履歴から折返し呼出しできること。
- ・ 携帯端末の電話帳機能から内線発信できること。
- ・ P B Xの代表番号（O A B J 番号）から発信可能であること。

イ 転送機能

- ・内線通話及び代表番号（０ＡＢＪ番号）宛の外線通話を、固定電話・携帯端末・ＰＨＳ間転送できること。

（３）MDM機能

- ア 携帯端末情報の取得が可能であること。（ＯＳ、シリアル番号、アプリ一覧、空き容量等）
- イ 携帯端末のデバイス機能制限設定が可能であること。（利用アプリ制限、通信制限、パスコード、カメラ、初期化、スクリーンキャプチャ制限等）
- ウ アプリケーションの配信、削除機能を有すること。
- エ 携帯端末紛失や盗難時における遠隔ロック機能を有すること。
- オ 管理画面等で携帯端末の設定や機能制限等が一括、グループまたは個別に設定できること。
- カ 端末初期化・システムアップデートの制御ができること。
- キ MDM機能の操作方法等に関する問い合わせに対し、電話対応が可能なこと。

（４）スマートフォン連携通信サービス保守

- ア スマートフォン連携通信サービスの保守に関し、平日９時～１７時は受付対応すること。
- イ スマートフォン連携通信障害時に２４時間３６５日有人受付対応が可能なこと。
- ウ 利用者からの端末操作問合せ及びインシデント発生時に早期の解決を目的とした窓口があること。

７ 携帯端末

（１）携帯端末及び付属品の数量（すべて新品に限る）

項目	規格仕様	数量
携帯端末	iPhone16e	600台
充電ケーブル	純正品に限る ※USB充電器を想定	600個
充電アダプタ	提供する携帯端末に適合するもの	600個
液晶保護フィルム	提供する携帯端末に適合するもの	600枚
本体ケース及びストラップ	提供する携帯端末に適合するもの ※クリアケース＋肩掛ストラップを想定	600個

（２）機能要件

ア 基本機能及び端末設定

- ・アプリ機能内のスクリーンショット（画面キャプチャ）機能が制限できること。
- ・指定外アプリのインストールが制限できること。
- ・携帯端末の画面ロック解除の制限ができること。
- ・携帯端末のホーム画面のレイアウトを一括または個別に設定できること。
- ・ＵＳＢを使用するＰＣ及び外部ストレージ等のデータ接続制限ができること。
- ・指定外Ｗｉ－Ｆｉの接続制限ができること。
- ・携帯端末のテザリング制限ができること。
- ・携帯端末番号発信の外線発信を制限できること。制限できない場合、契約する携帯端末間、携帯端末からの外線発信は無料または定額であること。
- ・アプリケーションの使用を制御できること。

イ チャット機能

- ・ 1対1チャットができること。
- ・ グループチャットができること。
- ・ チャットの内容が携帯端末に保存されないこと。
- ・ 携帯端末のカメラ機能をチャット機能から起動し、画像及び動画ファイルを投稿できること。
- ・ チャットの内容を既読したユーザー名が分かること。
- ・ チャットの着信情報が携帯端末に通知されること。
- ・ 連絡先が所属部門ごとに表示されること。
- ・ ログイン/ログアウトを行うことで、同一の端末で複数人が利用可能なこと。
- ・ アカウントは 1,100 ユーザー作成でき、使用できること。
- ・ 管理画面からグループの作成、変更及び削除ができること。
- ・ 管理画面からユーザーの利用機能を制限設定できること。
- ・ 管理画面からチャットの投稿内容の閲覧ができること。
- ・ チャットの履歴が投稿の日から 1 年以上保存されること。
- ・ PC 等のスマートフォン以外の端末でもチャット機能が使用可能なこと。
- ・ 利用規約等に当院以外（システム提供者も含む）が当院のチャット内容等のデータを閲覧することができない旨を明記していること。
- ・ チャットシステムの提供者は以下のいずれかの認証を取得していること。

J I S Q 15001

I S O / I E C 27001 (J I S Q 27001)

プライバシーマーク

ウ グループウェア機能

- ・ 通知文書等の共有機能を有すること。
- ・ 院内マニュアル等の資料データを共有する機能を有すること。
- ・ アンケート機能を有すること。
- ・ スケジュール管理機能を有すること。
- ・ 会議室等設備予約機能を有すること。
- ・ アカウントは 1,100 ユーザー作成でき、使用できること。
- ・ PC 等のスマートフォン以外の端末でもグループウェア機能が使用可能なこと。

エ 電話帳機能

- ・ 電話帳データの連絡先を、スマートフォン連携通信サービス発着信に利用できること。
- ・ 各ユーザーのみが参照する個人電話帳が利用できること。
- ・ 管理画面から対象ユーザーが共通の情報を参照可能な共有電話帳を作成し登録できること。
- ・ 管理画面等から共有電話帳を一括配信できること。
- ・ 共有電話帳は C S V ファイル形式にてアップロード及びダウンロードできること。
- ・ PC 等のスマートフォン以外の端末でも電話帳が閲覧可能なこと。

(3) 携帯端末補償

携帯端末の紛失又は盗難、焼損、水損その他偶発的な事故による全損については補償交換することが可能なこと。また、携帯端末のバッテリーが劣化した場合についても補償交換が可能なこと。

なお、補償交換時に送付する携帯端末については病院職員によって再キッティングができるよう手順書等を提供すること。また、病院職員で再キッティングできない場合は、補償交換時の再キッテ

ィング費用を提案に含めること。

8 携帯端末回線

(1) 携帯端末回線の提供

携帯端末回線は、電気通信事業法第9条に規定される総務大臣登録を受けて移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、移動通信サービスにかかる無線局を自ら開設運営している移動体通信事業者より提供されること。

(2) 通話回線及びデータ通信回線

6 (1) アを参照のこと。

(3) 料金プラン

次の条件を満たし、かつ経済的な料金プランを提案すること。

ア 携帯端末間、携帯端末と固定電話及びPHSとの内線通話は無料又は定額であること。

イ 携帯端末1台あたりの月通信容量は2GB以上であること。

ウ 携帯端末番号発信の外線発信が制限できない場合、契約する携帯端末間、携帯端末からの外線発信は無料または定額であること。

エ データ通信量がシェアできること。

オ 以上の条件を満たし、かつ経済的な料金プランを提案すること。

9 ネットワークセキュリティ等

内部情報が漏えいするリスクを低減させるための具体的なセキュリティ対策を提案すること。

10 操作説明会

次のとおり、操作説明会を実施すること。実施形態はWEB形式でも可能とするが、利用者及び管理者が十分に理解できるよう実施回数等を考慮すること。

(1) 一般利用者向け説明会

スマートフォンの基本操作、スマートフォン連携通信サービス、チャット機能、グループウェア機能、電話帳機能など、一般利用者が使用する機能全般について説明すること。

(2) 管理者向け説明会

MDMの利用方法、トラブル時の対応方法など、管理者に必要と思われる機能、運用方法について説明すること。

11 見積条件等

次の見積内容はプロポーザル公示時点で想定される項目であり、提案者において適宜調整して見積内訳書を作成すること。

提案者が、この仕様書の要求を満たすために他者と共同して提案する場合は、共同提案者から見積を徴して提案すること。

(1) スマートフォン連携通信サービス初期導入

ア スマートフォン連携通信サービス環境構築 一式

- ・PBX一次側工事費用

- ・スマートフォン連携通信サービス及び回線新規契約手数料

- ・局内及び回線工事費用
- ・新規光回線構築費用
- ・電波改善費用

イ スマートフォン連携通信サービス導入 一式

- ・携帯端末新規契約手数料
- ・携帯端末アクセサリ費用
- ・携帯端末キッティング費用
- ・MDM 初期構築費用
- ・各アプリケーション初期構築費用
- ・操作説明会費用
- ・マニュアル作成費用
- ・報告書作成費用

(2) スマートフォン連携通信サービス運用保守

ア 携帯端末レンタル 600台

- ・携帯端末レンタル料
- ・携帯端末回線基本使用料
- ・携帯端末レンタル補償費用
- ・MDM利用料
- ・補償交換時の再キッティング費用（病院職員で再キッティングできない場合に限る）

イ スマートフォン連携通信サービス回線及び携帯端末回線

- ・内線グループ
- ・スマートフォン連携通信サービス着信接続料
- ・スマートフォン連携通信サービスアクセス接続料及び回線使用料

ウ アプリケーションライセンス 一式

- ・クラウド電話帳機能 一式
- ・チャット機能 一式
- ・グループウェア機能 一式

エ スマートフォン連携通信サービス及び携帯端末保守 一式

- ・携帯端末管理費用
- ・スマートフォン連携通信サービス保守費用

12 成果品等

- (1) スマートフォン連携通信サービス構築業務完了報告書
- (2) マニュアル等一式
- (3) 操作説明会データ（DVD等）

13 災害対応等

- (1) 当院をカバーするエリア基地局は停電対策がなされており、基地局にバッテリーを有し、停電時にも一定時間稼働が可能であること。
- (2) 大規模災害が発生しエリア基地局が使用できなくなった場合におけるリスクの説明及び冗長化や

バックアップ体制等の災害対応案を具体的に提案すること。

(3) 災害時優先電話を 10%程度付与可能なこと。

14 機密保持等

(1) 受注者は、業務の遂行上知り得た個人情報及び当院が機密とする事項を第三者に漏らしてはならない。

(2) 受注者は、業務の履行上知り得た事項及び受注者の業務の履行にあたり当院が提供した情報を発注者の許諾なくして第三者に提供してはならない。

15 その他

本仕様書に定めのない事項については、受託者と発注者との協議により定めるものとする。